

通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて （報告）

厚生労働省 老健局高齢者支援課

現状と課題

- 少子高齢化の進展に伴い、単身高齢者の増加や介護離職、サービス事業所の人手不足などへの対応が求められる中、介護保険の福祉用具においても、テクノロジーを活用した取組が考えられる。
- 上記の観点から、通信機能を活用した福祉用具のあり方について、有識者で構成する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」でこれまで3回に渡り議論を重ね見直しの方向性を整理した。

【現状の整理】

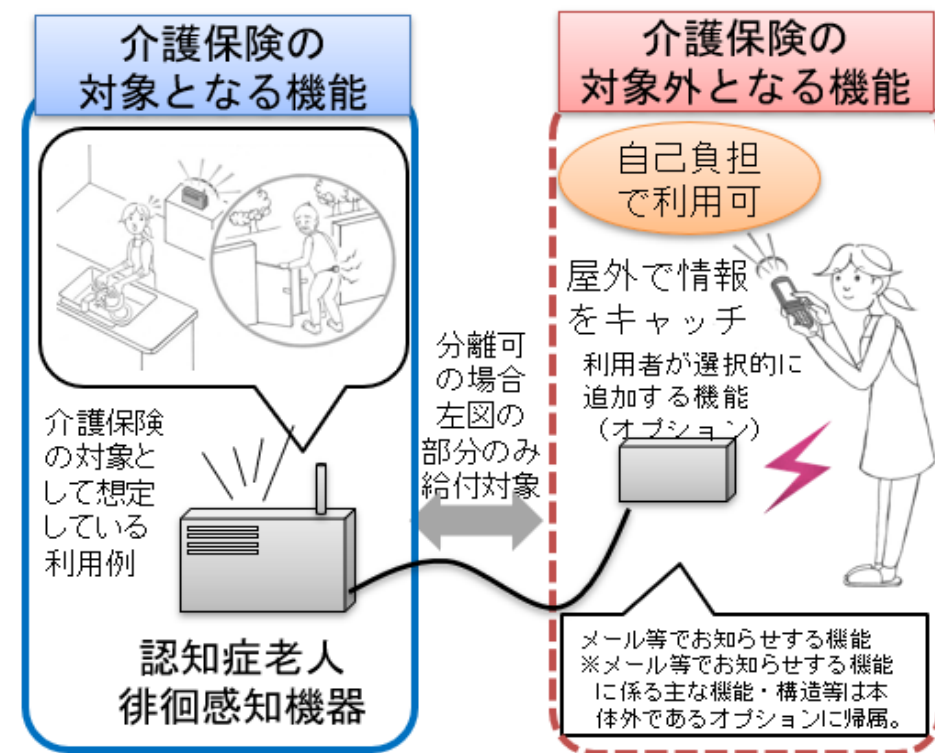
- 給付対象となる福祉用具は告示(※1)に定められた本来機能に限っており、本来機能と異なる機能は「複合的機能」に当たるとして認められていない。
- 現状、本来機能として通信機能を有する福祉用具貸与の種目は「認知症老人徘徊感知機器」のみ。(※)
*「認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの」
- また、通知(※2)では認知症老人徘徊感知機器に限り、通信機能が物理的に区分できる場合に限り、福祉用具の種目に相当する部分のみを給付対象としている(平成27年に通知改正)。

なお、特定福祉用具販売では、通信機能を有するものとして、排泄予測支援機器が認められている。

【課題】

- 「認知症老人徘徊感知機器」について、介護者が居宅の外にいる場合でも通信により位置情報を把握するニーズが高まっている。
- 福祉用具のIoT化が進んでおり、通信機能を備えた福祉用具を介護保険の給付対象とすることの検討が必要である。

現行の「認知症老人徘徊感知機器」のイメージ



※1「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十三号)」

※2「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(老企第34号)(平成12年1月31日)

検討した内容と対応の方向性①

現行の通信機能を備えた福祉用具である認知症老人徘徊感知機器の通報範囲の拡大と物理的分離の要件削除に加えて、福祉用具に通信機能を備えることを新たな給付対象としていくことを検討し、給付対象となる、又は対象外となる機能と費用について整理を行った。

検討した内容

現在は、**認知症老人徘徊感知機器**は居宅を出る時に通報する機能に限って給付対象としており、居宅外での通信は対象外となる。

現在は、通信機能を有する部分が物理的に分離している場合のみ給付対象としている。

通信機能を備えた福祉用具の開発は進んでいるが、認知症老人徘徊感知機器以外は福祉用具貸与の給付対象外となっている。

新たに認める通信機能として、効果が明確な機能とする整理が必要

給付対象外とする機能・費用の整理が必要

対応の方向性

居宅内外に係わらず、利用者の位置情報を通知するため通信機能を内蔵することを新たに給付対象とする。

認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目(例:杖、車椅子、歩行器、特殊寝台等)には、**機能(以下の①②)を限定し**、通信機能を内蔵した福祉用具も新たに給付対象とする。

① 福祉用具の位置情報を家族、隣人等に通報する機能

② 用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を通知する機能

○ 効果が明確な機能(上記①②)以外の機能

○ 通話・チャット・動画等のコミュニケーションに使用できる機能及びバイタルセンシングにより利用者の状態変化や体調不良を検知し通知する機能

○ 通信費用、受信端末の費用、通信環境の整備に要する費用

検討した内容と対応の方向性②

通信機能を備えた福祉用具を導入・活用するにあたって整理すべき課題を明確にし、整理を行った。

検討した内容

通信環境の整備や通知を受けた後の対応など、福祉用具専門相談員及び介護支援専門員が行う**業務の範囲**を明確にすることが必要

導入にあたって、福祉用具専門相談員及び介護支援専門員が行う利用者・家族への**説明・同意**事項の整理が必要

従前の福祉用具と比べてコストが上がることや、適切でない価格設定の恐れがあり、その**実態把握**が必要

導入後に通信機能を備えた福祉用具の効果、活用状況等の**実証**が必要

様々な通信技術の発展による新たなニーズや、一般製品としての普及に応じて、**見直し**が必要

対応の方向性

通信環境の整備や位置情報の通報を受けた後の対応(例 見守り、駆け付け等の緊急時対応)は業務外であるが、利用者の自己負担によるサービスとしての契約は可能

- 福祉用具専門相談員や介護支援専門員は、通信機能を備えた福祉用具の導入に際して、利用者・家族に対し、活用することの必要性や活用方法、給付対象となる費用、事業者の業務範囲、個人情報の取り扱い等について説明すること。
- 上記について、福祉用具専門相談員は利用者・家族に対し同意を得ること。

- 一般的な福祉用具の価格と比較して給付費が著しく高額である場合は給付の対象外
- 福祉用具の貸与価格と利用者の自己負担額について把握するため、月平均100件以上の貸与実績がある福祉用具については、メーカー等を対象に調査を行う

効果や活用状況等について調査検証を行う

今後新たな機能については、評価検討会において、その効果を評価・検討すること及び、通信技術の進展・普及により、一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする等の取り扱いを検討

改正後のイメージ

---> はデータの流れ

介護保険の給付対象となる機能

①用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具
(告示※)で「通報」が種目の機能として定められているもの)



認知症老人徘徊感知機器は、居宅外との通信機能を備えた場合
や通信機能が物理的に内蔵されている場合も給付対象

②用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具
(特定福祉用具販売の種目(選択制対象福祉用具以外)は除く)
(例)



通信機能を内蔵可

新たに給付対象となるのは、本来機能に付属する通信機能として、
福祉用具の位置情報、バッテリーの状態、異常・故障の情報、使用状
況を通知する機能を給付対象とする。

利用者・家族等、必
要に応じて福祉用
具貸与事業者等が
通知を受け取るこ
とが可能



介護保険の給付対象外となる機能



給付対象外となる機能

- ・左記以外の機能を当該の福祉用具に搭載することは認められない。
- ・なお、左記によって得られたデータを使用した機能・サービスは、利用者と事業者の間の契約の定めにより、利用者の自己負担において使用可能
- ・利用者の自己負担による利用が考えられるサービス例
…ナビゲーション 等

給付対象外となる費用

- ・通信料金、ソフトウェア・アプリケーションの導入・利用及びサブスクリプション等に要する費用
- ・スマートフォン・タブレット等の端末の調達費用
- ・福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の調達費用 等

【主な留意事項】

- ・なお、事業者への通知は、別に利用者への説明と同意を得ること。
- ・通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて、福祉用具専門相談員は利用者への説明と同意を得ること。
- ・位置情報等を第三者へ提供するに当たっては、個人情報保護に留意し、同意を得ること。

新たに介護保険の給付対象となる機能①

介護保険の給付対象となる通知機能

- a) 本来機能として通信機能を備えた福祉用具(認知症老人徘徊感知機器)について、居宅内のみならず、居宅外の位置情報を家族、隣人等に通報するものとして考えられる機能

機能	使用目的	該当種目
①福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通報する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保	認知症老人徘徊感知機器

通知後の事業者の対応

利用者と事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとして利用可能

- b) (a以外の) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、福祉用具の位置情報を家族、隣人等に通報するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
②福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通報する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保	歩行器、車いす 等

通知後の事業者の対応

利用者と事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとして利用可能

【留意事項】

- ・安全対策、位置情報の確認のために用いる、福祉用具に付属しないGPS発信機を新たな種目として追加するものではない。
- ・位置情報を通報する機能を備える場合、対象は認知症老人徘徊感知機器と同様で、認知症による徘徊を感知する目的に使用し、行動の制限などに用いるものではない。

新たに介護保険の給付対象となる機能②

介護保険の給付対象となる通知機能

c)当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を利用者又は家族、必要に応じて福祉用具貸与事業者等に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
③バッテリーの状態を通知する機能	福祉用具の維持管理や修理交換の目安、使用状況の把握により、メンテナンスや適正な給付のために活用	電動車いす、移動用リフト、歩行器、床ずれ防止用具、特殊寝台 等
④福祉用具の異常・故障を通知する機能		
⑤福祉用具の使用状況を通知する機能		

通知後の事業者の対応

従来の保険給付内のサービス(通知後即時の対応を求めるものではなく、適時対応)

d)当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、給付対象外となる機能の例

給付対象外となる機能	
⑥ 利用者の状態変化・体調不良等を通知する機能	(例 バイタルセンシングによる検知等)
⑦ 利用者が操作し緊急情報を通知する機能	(例 インターホン、ナースコールへの接続等)
⑧ ①～⑤に示す機能を用いる、上記①～⑤の使用目的以外の活用	(例 ナビゲーション・コミュニケーション等)
⑨ ①～⑤に示すものの以外の機能	

- ・特定福祉用具販売の種目(選択制対象福祉用具以外)については、給付対象外とする。
- ・なお、新たな機能の検討や、通信技術の進展・普及により一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする等の取り扱いについて、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において適宜見直しを行う。

今後の検討について

- 本日は、これまでの評価検討会の検討状況について本分科会にご報告するものであり、頂いた御意見を踏まえ事務局で関係団体と協議の上で下記の事項を盛り込んだ改正通知の発出やQ&A等の発出に向け、検討を進める。
- 施行時期については、福祉用具情報システム(TAIS)の改修に要する期間を踏まえて設定する。
- 上記のプロセスについて、改めて本分科会にご報告する。

製造メーカー

情報提供

対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報を提供

サポート

福祉用具専門相談員が通信機能を備えた福祉用具の選定、活用するに当たって、効果的かつ安全に活用できるようサポート

福祉用具貸与事業所

業務の範囲の整理

位置情報の通報後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務を担うものではなく、そのサービス提供は給付対象外(契約の締結により自己負担による利用は可能)

メンテナンス、使用状況についての通知後の対応は、福祉用具貸与事業所の本来業務である(保険給付内のサービス)

利用者への説明と同意

- ・給付対象外となるサービスを自己負担で契約することについての説明と同意
- ・個人情報の利用目的等についての説明と同意

効果的な活用方法の習得

有効に活用できるよう、その機能や活用方法、ネットリテラシーの習得に努める

居宅介護支援事業所

貸与価格・自己負担価格の設定と実態調査

- ・既存種目における複合機能の明確化であることを踏まえた、標準的な価格の水準等の調査
- ・月平均100件以上の貸与実績がある製品については、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定を調査
- ・通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査

參考資料

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の提案を踏まえ、新たな種目・種類の追加や、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【評価・検討の流れ】

■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（9月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
5月～1月	5月～7月提案。提案資料の確認。8月～9月提案者から構成員へのプレゼンテーション。 評価・検討に必要な情報が不十分な場合、構成員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
7月～1月	7月～9月提案。提案資料の確認。10月～11月提案者から構成員へのプレゼンテーション。 評価・検討に必要な情報が不十分な場合、構成員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月	評価検討会を開催し、提出された提案について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容について評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めでの提案票の提出は不要）
----	--

（イメージ）



介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員（順不同・敬称略） ※令和7年4月時点

氏 名	所 属 ・ 役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
石田 光広	稲城市 副市長	大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 シニアフェロー	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	松本 吉央	東京理科大学先進工学部機能デザイン工学科 教授
大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 院長	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長補佐
宮本 隆史	社会福祉法人 善光会 理事 最高執行責任者兼統括施設局長	斉藤 裕之	株式会社SOYOKAZE 常務執行役員 経営企画室部長

介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改革等について

時期	制度改革等の概要
平成12年4月	・介護保険法の施行
平成16年度	・利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定
平成18年度	・福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外（※）一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し ・事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入
平成23年5月	・「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理（平成19年～平成23年にかけて開催） 論点1：いわゆる「外れ値」への対応について 論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて 論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について
平成24年度	・福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化
平成27年度	・自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充（40時間→50時間）、福祉用具専門相談員の要件の見直し（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外） ・福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことの努力義務化 ・給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
平成30年度	・住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に説明の義務化 ・利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定 ・福祉用具の貸与価格の上限設定（月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）を上限）
令和3年度	・居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種の関与を明示 ・福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮して、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更
令和6年度	・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 ・福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し明確化 ・福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務づけ ・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を改訂
令和7年4月	・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し及び講習時間の拡充（50時間を53時間に）。併せて指導要領を策定

介護保険における福祉用具・住宅改修の主な給付対象の追加・拡充について

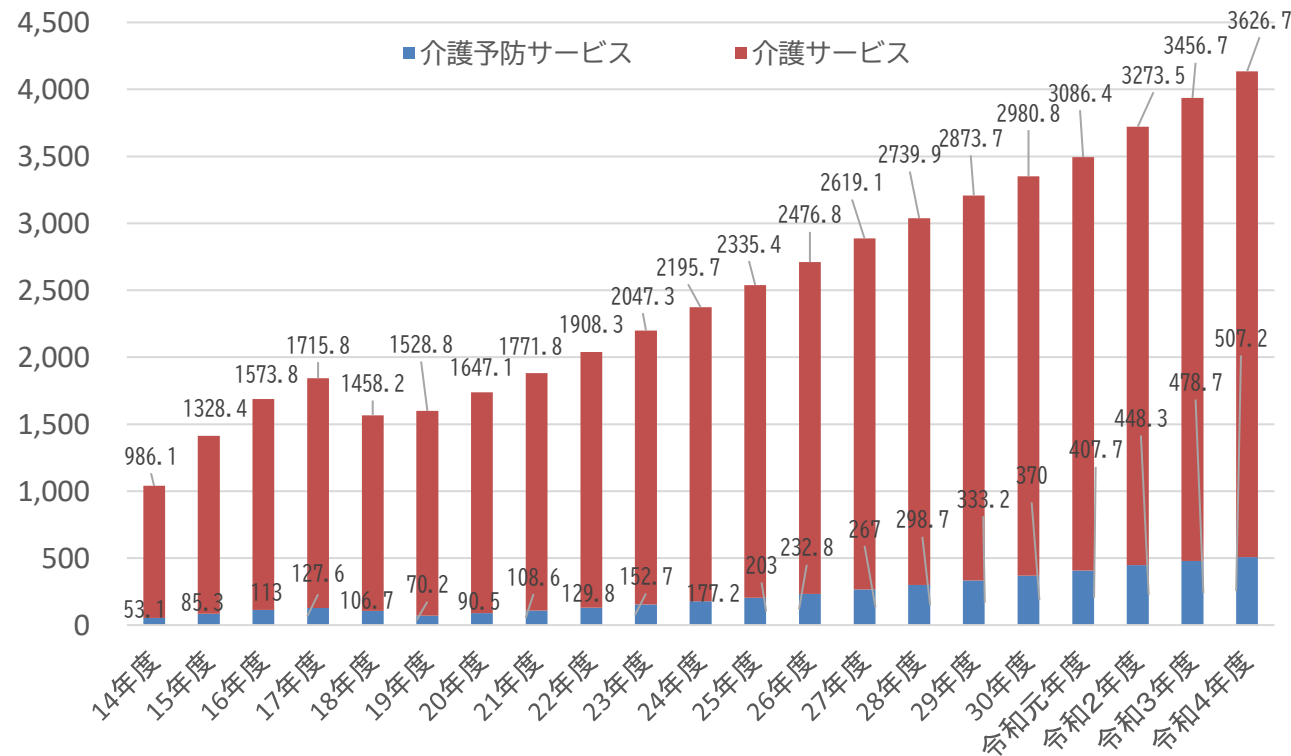
給付対象の追加・拡充(通知内の該当部分のみ抜粋)			適用年度
貸与	・特殊寝台付属品 ・歩行器 ・移動用リフト	・スライディングボード及びスライディングマットの明確化 ・車輪の数による制限を撤廃 ・「地面において」「台座を使用して人を持ち上げるもの」を追加 ※段差解消機や起立補助機能付きの椅子など上下方向にのみ移動させることができるもの	平成15年度
・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定			平成16年度
貸与	・歩行補助つえ	・「プラットホームクラッチ」を追加	平成18年度
貸与	・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	・「仰臥位から座位への体位の変換を行えるもの」を追加（※起き上がり補助装置） ・「ベッドや布団等を離れた時に通報するもの」を追加（※離床センサー） ・「階段等の斜め方向に移動できるもの」を追加（※階段移動用リフト）	平成21年度
販売	・特殊尿器 ・入浴補助用具	・「便が自動的に吸引されるもの」を追加 ・「身体に直接巻き付けて使用し、浴槽への出入り等を介助できるもの」を追加（※入浴介助用ベルト）	
改修	・引き戸等	・「引き戸等への扉の取替え」に含むとして、「引き戸等の新設」を給付対象として追加	
貸与	・特殊寝台付属品 ・自動排泄処理装置	・「身体に巻き付けて使用し、起き上がりや移乗等の介助ができるもの」を追加（※介助用ベルト） ・(種目追加) (特殊尿器について、特定福祉用具販売から福祉用具貸与に変更。)「交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が安易に交換できるもの」については、引き続き特定福祉用具として販売。	平成24年度
販売	・腰掛便座便器	・和式便器の上に置いて「腰掛式に変換する場合に、高さを補うもの」を追加（※底上げ部材）	
改修	・段差の解消 ・扉の取り替え扉の撤去 ・段差の解消に付帯工事	・「玄関から道路までの通路等の傾斜の解消」を追加 ・住宅改修告示に掲げる「引き戸等への扉の取替え」の範囲に、「扉の撤去」を追加 ・「スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵」等の設置を給付対象とした。	
貸与	・車椅子	・「介助用パワーアシスト形に該当するもの」を追加（※介助用電動車椅子）	平成27年度
販売	・腰掛便座	・「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器のうち、水洗機能を有する便器」を追加	
改修	・洋式便器等への便器の取り替え	・「様式便器等への便器の取替え」のうち一般的に想定されるものとして「便座の位置・向きの変更」を追加	
貸与	・歩行器	・「自動制御等により利用者の移動を補助する機能が付加されたもの」を追加	平成28年度
販売	・排泄予測支援機器	・(種目追加)	令和4年度
・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を改訂			令和6年度

福祉用具貸与の保険給付の状況

- 令和4年度の福祉用具貸与の費用額は約4,134億円（対前年比約5%増）である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約7割を占めている。

福祉用具貸与の費用額の推移（介護予防を含む）

（単位：億円）

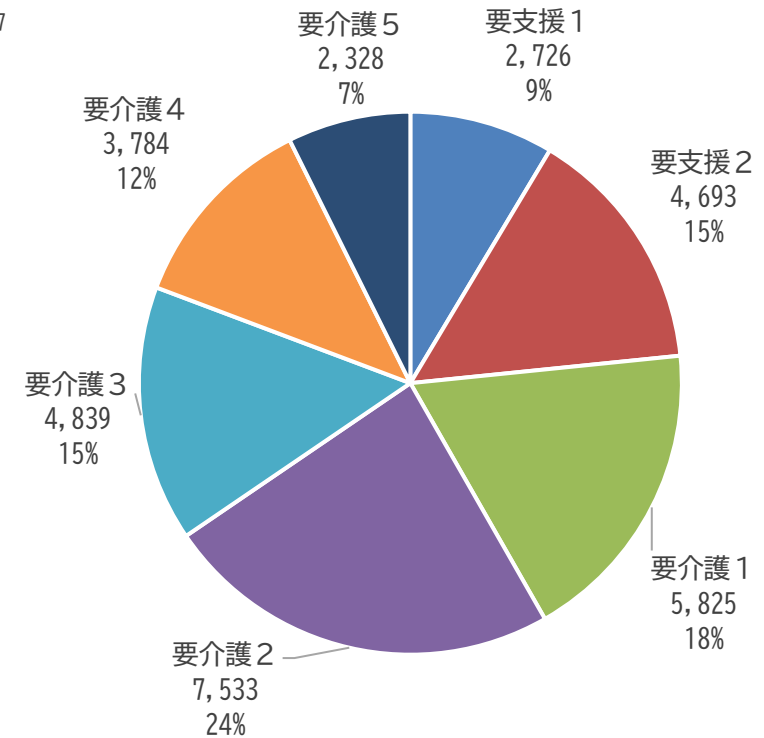


出典：介護保険事業状況報告年報（各年度）

福祉用具貸与の要介護度別給付件数

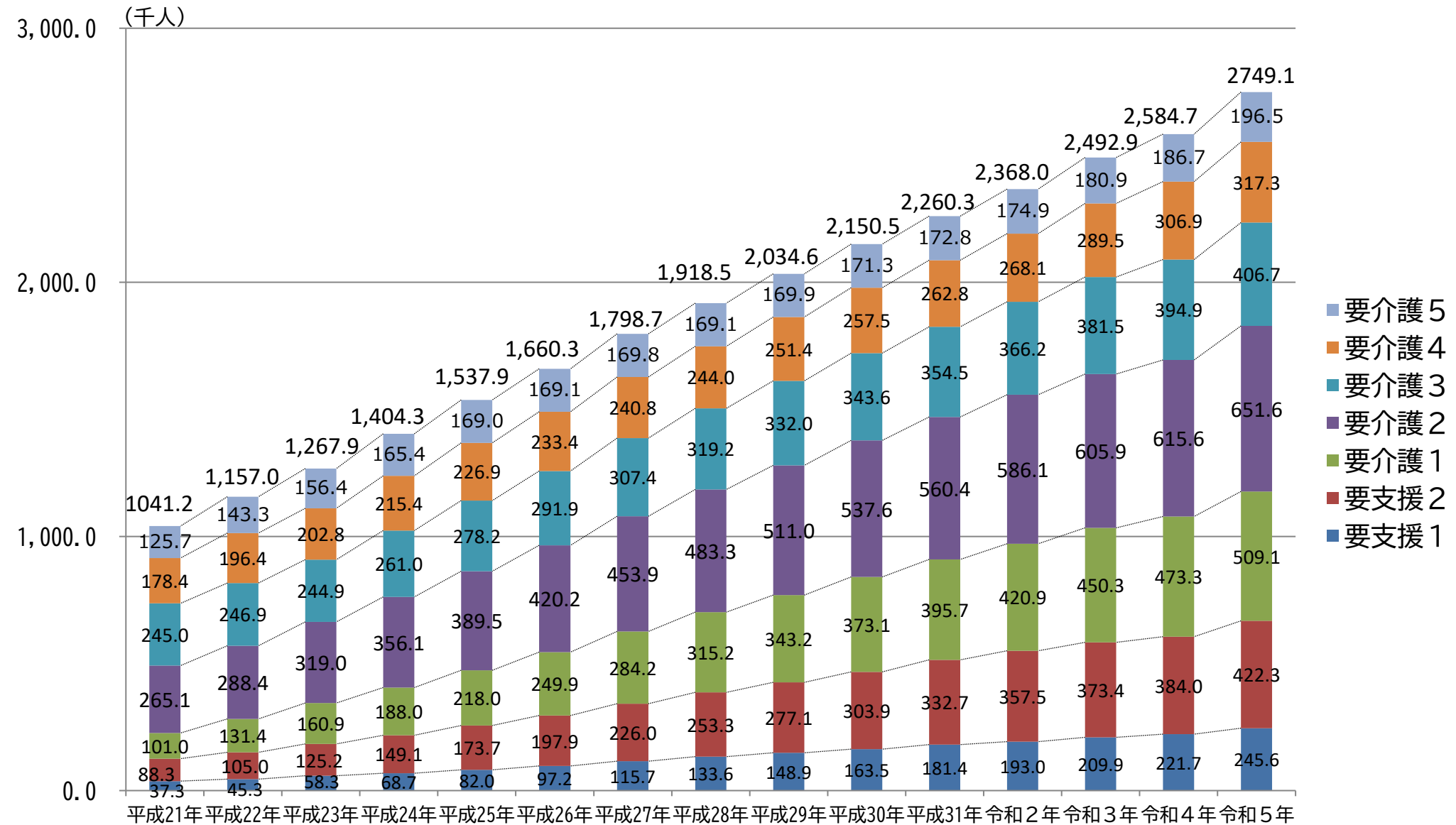
（年間延べ請求件数） 総数：31,728千件

（単位：千件）



出典：介護保険事業状況報告年報（令和4年度）

福祉用具貸与の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」（各年4月審査分）

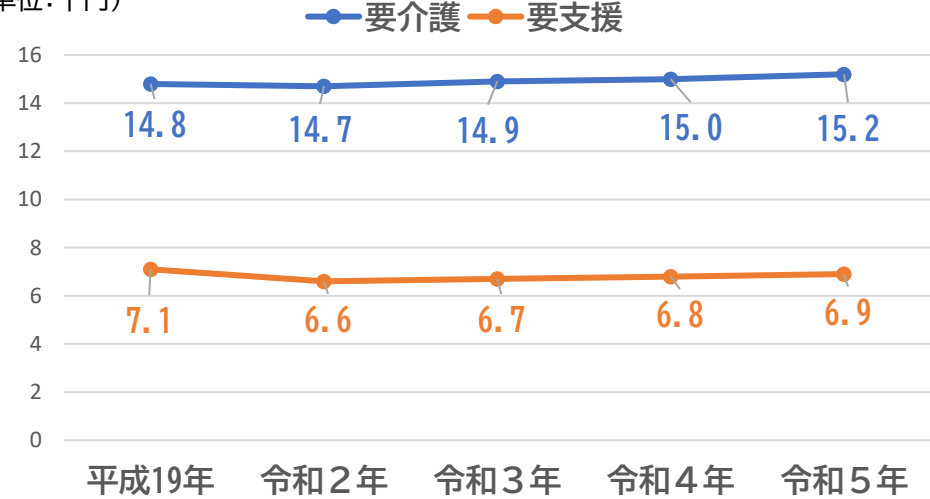
受給者1人当たり費用額と福祉用具の登録件数の推移

○(介護予防)福祉用具貸与の受給者1人当たり費用額は、平成19年から大きく変動していない。

※ 平成19年4月の要介護1～5の受給者1人当たりの月額費用額は14.8千円、要支援1～2の受給者1人当たりの費用額は7.1千円であった。

※ 令和5年4月の要介護1～5の受給者1人当たりの月額費用額は15.2千円、要支援1～2の受給者1人当たりの費用額は6.9千円であった。

図表1:福祉用具貸与の受給者1人1月当たりの費用額
(単位:千円)



出典: 介護給付費等実態統計(令和2年～5年の各年4月審査(各年3月サービス提供)分より)
介護給付費等実態調査(平成19年4月審査(平成19年3月サービス提供分より))

○福祉用具情報システム(TAIS)に、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から登録された福祉用具貸与の対象物品の件数は年々増加傾向にある。

(図表2)福祉用具貸与の対象物品の件数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1車いす	1,106	1,187	1,265	1,346	1,511	1,658	1,774	1,925	1,966	2,041	2,068
2車いす付属品	591	642	722	828	1,018	1,169	1,280	1,353	1,403	1,430	1,441
3特殊寝台	680	745	828	1,029	1,158	1,280	1,337	1,669	1,686	1,841	1,924
4特殊寝台付属品	937	1,045	1,147	1,276	1,477	1,546	1,649	1,757	1,809	1,866	1,907
5床ずれ防止用具	309	364	454	481	591	660	693	762	790	821	814
6体位変換器	62	81	90	105	128	147	181	191	207	213	227
7手すり	463	516	614	806	1,145	1,298	1,453	1,674	1,900	2,466	2,604
8スロープ	191	221	346	382	460	469	489	519	529	529	552
9歩行器	442	474	521	549	662	716	741	776	820	872	910
10歩行補助つえ	225	236	252	262	306	332	354	367	383	387	396
11認知症老人徘徊感知器	42	62	148	236	309	357	405	430	446	445	475
12移動用リフト (つり具の部分を除く)	246	262	287	313	368	395	414	429	439	465	474
13自動排泄処理装置	6	6	6	7	7	9	10	11	10	10	10
合計	5,300	5,841	6,680	7,620	9,140	10,036	10,780	11,863	12,388	13,386	13,802

出典:公益財団法人テクノエイド協会より令和6年2月分までの情報提供を受けて作成

介護保険制度における福祉用具貸与の対象種目一覧（イメージ）

➤ 車いす



➤ 特殊寝台



➤ 床ずれ防止用具



➤ 歩行器

(歩行器)



(歩行車)



➤ 手すり



➤ 移動用リフト



➤ 徘徊感知機器



➤ スロープ

(携帯用スロープ)



(固定用スロープ)



➤ 歩行補助つえ

(単点杖)



(松葉杖)



(多点杖)



➤ 体位変換器



➤ 自動排泄処理装置

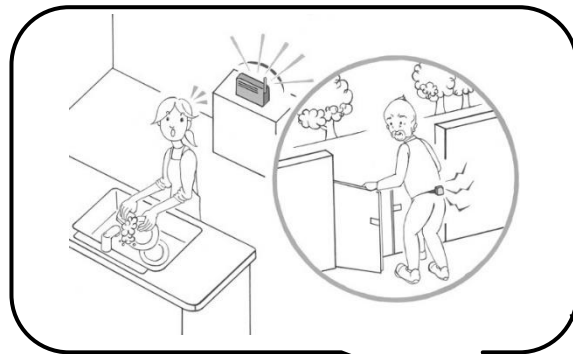


…赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ

(写真提供) 一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか

保険対象種目に該当する機能と保険対象種目に該当しない機能が混在している場合であって、
それぞれの機能が分離可能な場合の取扱イメージ

介護保険の対象となる機能



介護保険の対象として
想定している利用例

認知症老人
徘徊感知機器

分離可



利用者が必要に応じて選択し 利用できる機能

屋外で情報をキャッチ

自己負担で
利用可



利用者が選択的に
追加する機能
(オプション)



メール等でお知らせする機能
※メール等でお知らせする機能に係る主な
機能・構造等は本体外であるオプションに
帰属。

通信機能を有する福祉用具の現状・整理①

令和6年度介護保険福祉用具・
住宅改修評価検討会（第2回）

令和6年10月15日

資料4

平成27年に告示の解釈通知を改正した際に、認知症老人徘徊感知機器の通信機能について検討を行い、「福祉用具の種目に相当する部分」と「通信機能に相当する部分」を区分できる場合に限り給付の対象とした。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）（赤字・下線は事務局）

第一

1～2（略）

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

（以下略）

通信機能を有する福祉用具の現状・整理②

令和6年度介護保険福祉用具・
住宅改修評価検討会（第2回）

令和6年10月15日

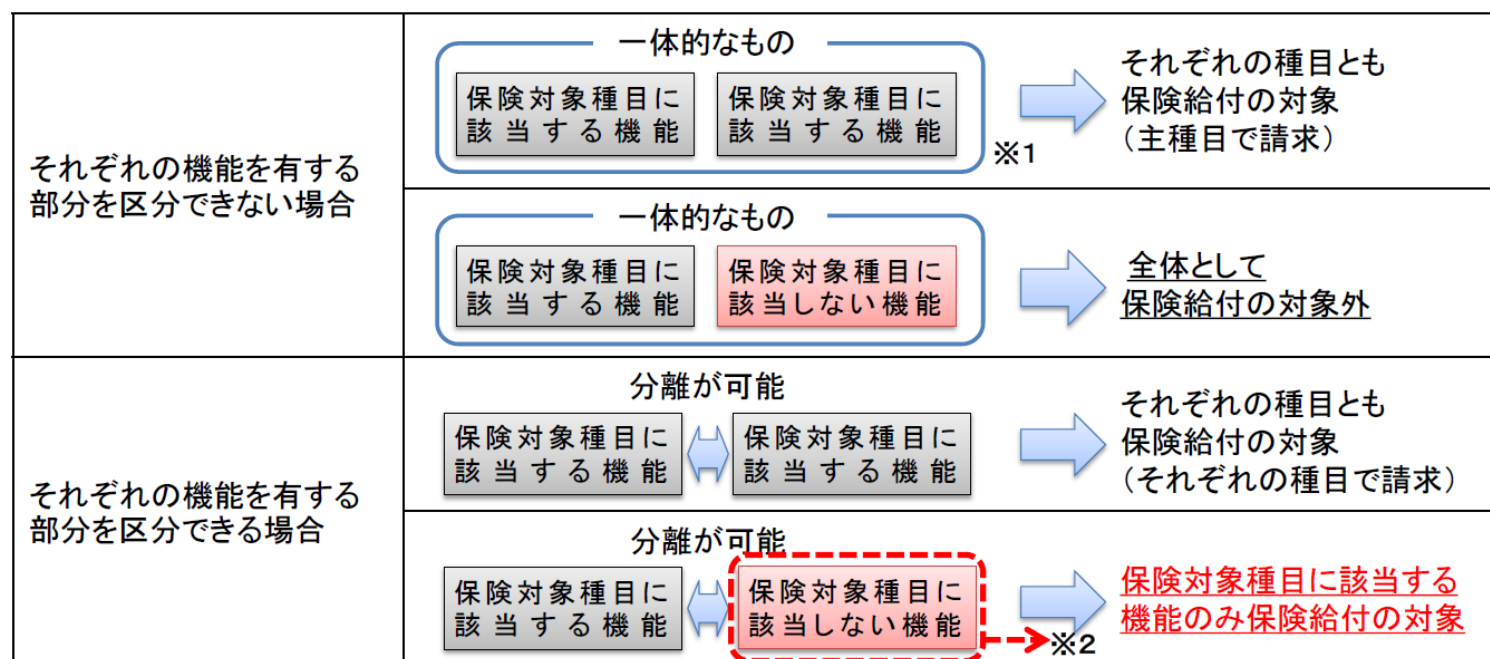
資料4

併せて、平成27年には複合機能を有する福祉用具について保険給付の対象となるケースを整理した。

検討会での議論

（介護保険の給付対象となる福祉用具について、2つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が 含まれる場合については、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしたが、）

福祉用具に求める機能以外に他の機能が付加されると、福祉用具の貸与（購入）価格が上がり、給付費の増大につながることを防止するための措置であり、一方で、福祉用具の機能を高め利便性が向上する複合機能もあることから、利用者の選択肢を充実させるといった観点から、保険対象種目に該当しない機能を利用者が必要に応じて追加し用いることを認めるため、具体的には「それぞれの機能を有する部分を区分できる場合」の保険対象種目の考え方を整理している。



※1 特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断。

※2 保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可。